

福島第二原子力発電所
事故由来放射性物質の落下物の影響を受けた
設備・機器等の管理について

令和 3 年 3 月
東京電力ホールディングス株式会社

目 次

1.	はじめに	- 1 -
2.	基本的な考え方	- 1 -
3.	降下物の影響確認及び降下物の影響を受けた設備・機器等の管理 - 3 -	
3.1.	降下物の影響評価	- 11 -
3.2.	評価後の実施事項	- 14 -

1. はじめに

本資料は、福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第6章「放射性廃棄物管理」のうち、第33条「事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理」の規定内容について説明する。

2. 基本的な考え方

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき指定又は許可を受けた事業を行う施設又は設備において用いた資材その他の物のうち、資源として有効利用しようとするもの又は産業廃棄物として処分するものについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関するガイドライン」（平成20・04・21原院第1号）に加え、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「フォールアウト」という。）の影響を考慮した安全規制上の適切な判断及び取扱いを定めた「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い、フォールアウトに係る放射性物質の影響を考慮した放射性廃棄物でない廃棄物（以下「NR」という。）の判断を行う廃棄物の範囲、判断方法、NRの取扱い等について、保安規定に定めることとされている。

また、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」（平成24年3月 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 原子力安全基盤機構 廃棄物燃料輸送安全部）（以下「フォールアウト報告書」という。）において、フォールアウトの影響を考慮したNR判断に当たっては、従来の原子力施設の管理区域のみならず、原子炉等規制法上の非管理区域（具体的には、設計及び

工事の方法の認可申請書相当の図書に記載されている設備・機器等)についてもその対象に加え、原子力施設全体を管理・監督している原子炉等規制法の下で行われていることが適切であるとされている。

このため、ガイドライン及びフォールアウト報告書に従い、保安規定に事故由来放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響確認及び降下物の影響を受けた設備・機器等の管理について規定する。

3. 降下物の影響確認及び降下物の影響を受けた設備・機器等の管理

現行保安規定において、降下物の影響を受けた設備・機器等の管理については以下のとおり規定している。

なお、発電所内に設置されている機器等数点の表面汚染密度は持ち出し基準（アルファ線を放出しない放射性物質として $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ ）を超えてはいないものの、降下物（Cs-134 及び Cs-137）の影響を受けている（別紙 1 参照）。

したがって、福島第二原子力発電所の立地場所を踏まえて保守的に判断し、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴うフォールアウトの影響の有無を判断する測定方法の検討」（JNES-RE-2012-0014, 平成 24 年 7 月 独立行政法人原子力安全基盤機構）におけるフォールアウトの影響が予想される場合（施設分類 1）のうち「測定を行わず施設全体として影響ありと判断」に該当するものとして、サンプル測定をせずにフォールアウトの影響がある施設として取り扱っており、分布調査については規定していない。

（福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定）

（事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理）

第 88 条の 2

各 GM は、原子炉等規制法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。

【参考】

(ガイドライン)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いに関するガイドライン

(中略)

2. 本ガイドラインの対象範囲

(1) 対象施設

(中略)

- ・ NRに係るものは、製鍊施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設とする。

(2) 対象とする資材等

(中略)

- ・ NRに係るものは、原子炉等規制法に基づき指定又は許可を受けた事業を行う施設又は設備（以下「原子力施設等」という。）において用いた資材その他の物（以下「資材等」という。）のうち、資源として有効利用しようとするもの又は産業廃棄物として処分するものとする。

(中略)

(ガイドライン)

4. フォールアウトを考慮したNRの判断

(1) フォールアウトに係る放射性物質の影響を考慮したNR判断方法

原子力施設等において用いた資材等は、以下の方法によりフォールアウトに係る放射性物質の影響の有無を判断すること。その結果、当該影響がないと判断された場合には、NRとして取り扱うことができる。ただし、当該資材等を原子力施設の管理区域で用いた場合は、以下の方法によりフォールアウトに係る放射性物質の影響がないと判断されることに加えて、NRガイドラインに基づくNRの判断を行う必要がある。

- ① フォールアウトに係る放射性物質であるセシウム134又はセシウム137についてフォールアウト分布調査を行うこと。
- ② ①の調査における測定方法については、部屋ごと等適切な範囲に応じて、適切な測定（ゲルマニウム半導体検出器を用いた現場測定、GMサーベイメータによる直接測定、スミヤ測定等）を実施すること。
- ③ フォールアウトに係る放射性物質の影響の有無の判断基準としては、②の測定結果が検出限界値未満であること。ただし、検出限界値は、周辺環境のバックグラウンド変動に伴い変動することから、事故前に測定したバックグラウンドの記録を活用する等の方法によりフォールアウトの影響を無視できるような適切なバックグラウンドを用いることとする。

(以下略)

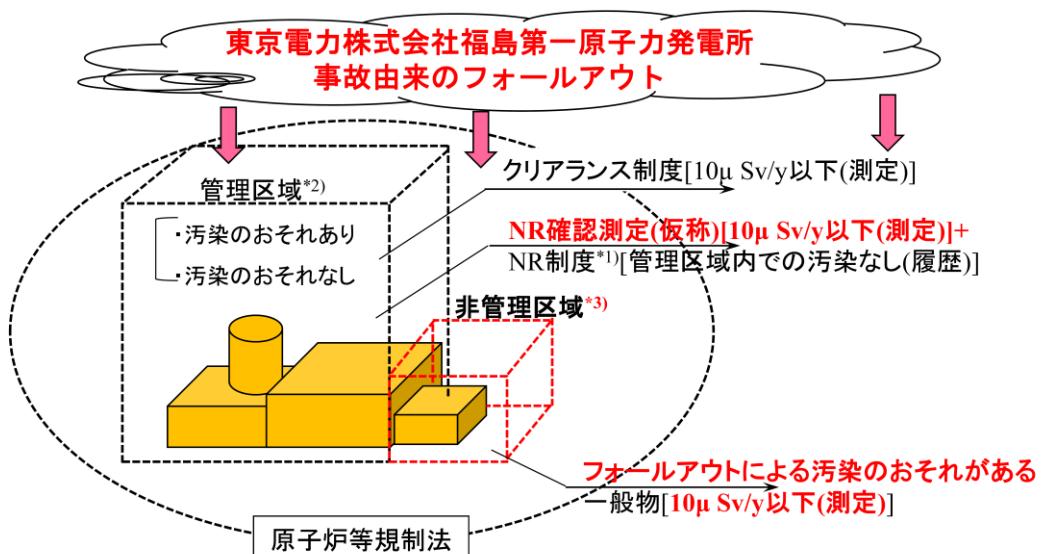
(フォールアウト報告書)

4-3 論点に対する検討（抜粋）

⑤ フォールアウトの影響を考慮したNR判断の方法について

（中略）

このため、フォールアウトの影響を考慮したNR判断に当たっては、従来の原子力施設の管理区域のみならず、原子炉等規制法上の非管理区域（具体的には、設計及び工事の方法の認可申請書相当の図書に記載されている設備・機器等）についてもその対象に加え、原子力施設全体を管理・監督している原子炉等規制法の下で行われることが適切であると考える（図7参照）。



*1)「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて」(原子力安全・保安院指示)、平成20年5月27日

*2)「汚染のおそれの有無」の区別は、原子炉施設では各事業者の保安規定で運用、加工施設では事業許可で第1種、第2種管理区域として許可されている。

*3) フォールアウト対策として、原子炉等規制法の下でNR判断が適用される。具体的には、設計及び工事の方法の認可申請書相当の図書に記載されている設備・機器等が対象

図7. クリアランス制度及びNR制度に係る対象施設等の概念図（フォールアウト考慮後）

（中略）

(フォールアウト報告書)

このように、フォールアウトの影響の有無に係る判断に当たっては、フォールアウト分布調査等を行い、フォールアウトの影響が大きいと考えられる地点を選定することとする。この調査により Cs-134 又は Cs-137 が検出された場合は、上記で選定した地点を中心に⑥の「N R 確認測定（仮称）」を行う。

当該調査の結果、Cs-134 又は Cs-137 が検出されず、フォールアウトの影響がないと判断できた場合は、N R として取り扱うことができる。ただし、調査対象物を管理区域において用いた場合には、従来のN R ガイドラインに基づくN R の判断を行う必要がある。また、⑥N R 確認測定（仮称）を行った結果、フォールアウトの影響がないと判断できた場合も同様とする。

（中略）

⑥ N R 確認測定（仮称）について

（中略）

ただし、上述した方法で $10 \mu \text{Sv}/\text{年}$ 以下を担保できない場合、施設、設備等の清掃や除染を実施することになると考えられる。これら、N R 確認測定（仮称）において $10 \mu \text{Sv}/\text{年}$ 以下を担保できなかった対象物、及び、清掃や除染による放射性セシウムで汚染したもの（清掃等で使用した雑巾等）などは、事業所内で適切に保管廃棄するか、又は必要な手続き等に則り適切に処理処分を行う必要がある。

（中略）

以上、フォールアウトの影響を考慮したN R 判断方法を詳述してきたが、上記⑤、⑥を踏まえたN R 制度運用における判断基準を表2に整理する。また、フォールアウトの影響を考慮したN R 判断方法（汚染のおそれのない管理区域、非管理区域におけるN R 判断方法（例））を図8に示す。

(フォールアウト報告書)

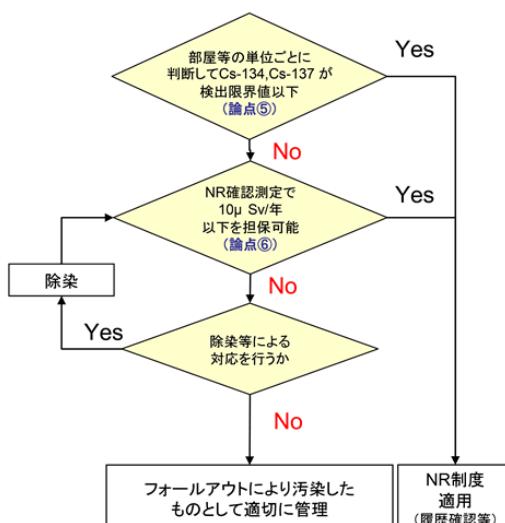
表2. NR制度運用における判断基準の整理

	汚染の有無	現行の判断基準	フォールアウト影響の判断	フォールアウト影響がある場合の「NR確認測定(仮称)」の判断基準
汚染のおそれのある管理区域	否定できず	履歴確認+「念のための測定」(検出限界値未満)		
汚染のおそれのない管理区域	なし	履歴確認	「念のための測定」と同じ基準(検出限界値未満)	10 μSv/年以下 ^{②)}
非管理区域 ^{①)}		—		

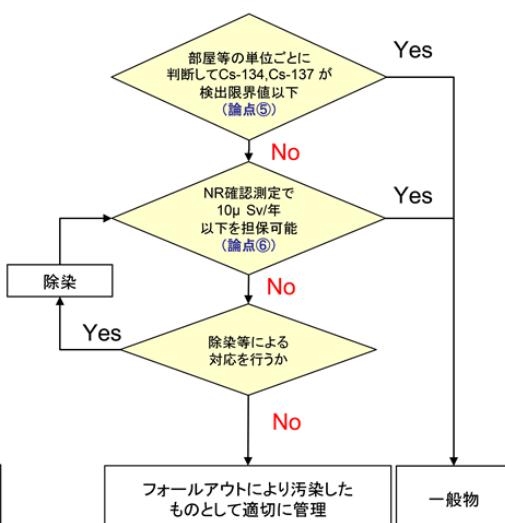
*1) 原子炉等規制法に基づく設計及び工事の方法の認可申請書相当の図書に記載されている設備・機器等が対象

*2) 代表点測定等により対象物が 10 μSv/年以下を担保していることを確認する。ただし、汚染のおそれのある管理区域においては、当該測定に加えて、現行NR制度における放射性セシウム以外の放射性核種についての「念のための測定」が必要となる。

【汚染のおそれのない管理区域の場合】



【非管理区域^{①)}の場合】



*1) 原子炉等規制法に基づく設計及び工事の方法の認可申請書相当の図書に記載されている設備・機器等が対象

図8. 汚染のおそれのない管理区域、非管理区域におけるNR判断方法(例)

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴うフォールアウトの影響の有無を判断する測定方法の検討)

4. フォールアウトの分布調査（抜粋）

（中略）

4. 2 施設の分類の考え方

サンプル測定箇所は、環境モニタリングデータ等の情報に応じた対応をとることが望ましい。

ここでは、フォールアウトによる汚染状況を考慮して、施設を以下の3つに分類した。それぞれの分類条件を表1に示す。また、分類の概念図を図4に示す。

- ①フォールアウトの影響が予想される場合（分類1）
- ②フォールアウトの影響が否定できない場合（分類2）
- ③フォールアウトの影響がないと考えられる場合（分類3）

表1 環境モニタリングデータ等による施設の分類

データ区分 施設分類	機器等の汚染状況	and /or	モニタリングポストの データ	and /or	土壌分析のデータ
1 (フォールアウトの影響が予想される場合)	除染をしていない機器等の表面について、フォールアウトと推定される放射性物質により表面汚染密度が持ち出し基準（アルファ線を放出しない放射性物質として $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ ）を超えることが明らかとなっている。		判断には用いない		判断には用いない
2 (フォールアウトの影響が否定できない場合)	上記に該当しない。	and	福島第一原子力発電所事故後（平成23年3月～7月）のモニタリングデータの変動が平常の変動幅を超えるか、福島第一原子力発電所事故の前後（平成23年3月11日までと7月のデータの比較等）においてモニタリングデータ（平均値）が明らかに増加している。（但し自然現象等注によるもので福島第一原子力発電所事故のフォールアウトによる影響でないと判断できる場合は除く。）	or	対象とする原子力施設近傍のCs-137の測定値が過去の測定値の最大値を超え、その原因が福島第一原子力発電所事故に由来するフォールアウトによるものであることが判明している。
3 (フォールアウトの影響がないと考えられる場合)	上記に該当しない。	and	上記に該当しない。	and	上記に該当しない。

注) 降雨、降雪等の自然現象に伴う影響、施設内でのL型、A型等の放射性物質の輸送に伴う影響 等

（中略）

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴うフォールアウトの影響の有無を判断する測定方法の検討)

4. 3 サンプル測定数について

(中略)

① フォールアウトの影響が予想される場合 (施設分類 1) 、 (図 5 参照)
(中略)

- ・サンプル測定をせずに、フォールアウトの影響がある施設として取扱うことも可能とする。

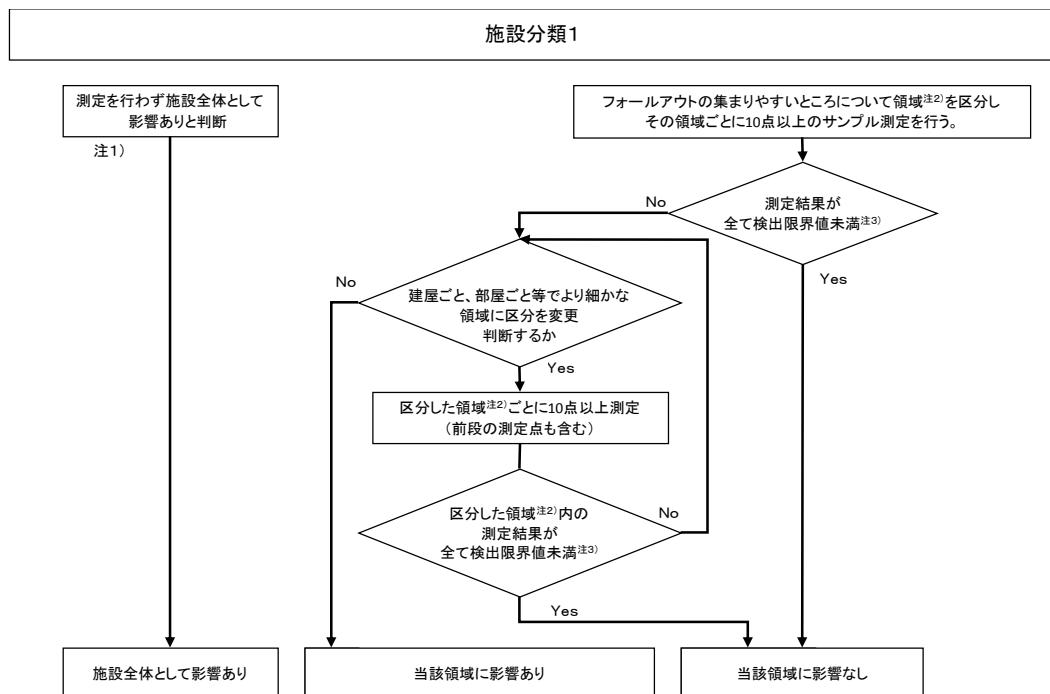


図 5 施設分類 1 の場合のフォールアウトの影響の有無の判断フロー

(以下略)

今後、NRの判断をするに当たり、降下物の影響評価及び評価後の実施事項について以下に示す。

3.1. 降下物の影響評価

(1) ガイドラインの規定

ガイドラインにおいて、降下物の影響評価は次のとおり規定されている。

(ガイドライン)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いに関するガイドライン

(中略)

4. フォールアウトの影響を考慮したNRの判断

(中略)

(2) NR確認測定について

(1) のフォールアウトの分布調査において、セシウム134又はセシウム137が検出された場合には、以下の方法によりフォールアウトに係る放射性物質の影響を判断すること。その結果、当該影響がないと判断された場合には、NRとして取り扱うことができる。ただし、当該資材等を原子力施設の管理区域において用いた場合は、以下の方法によりフォールアウトに係る放射性物質の影響がないと判断されることに加えて、NRガイドラインに基づくNRの判断を行う必要がある。

- ① (1) のフォールアウトの分布調査において、フォールアウトに係る放射性物質の影響が大きいと考えられる地点を中心にフォールアウトの濃度分布を確認し、対象物のNR確認測定を行うこと。
- ② ①の測定方法については、対象物の種類、形状等を踏まえて代表点測定等の適切な測定を実施すること。
- ③ NRの判断基準としては、①の測定結果が年間10マイクロシーベルト以下であること。
- ④ ③の判断基準を満足できない場合は、施設、設備等の清掃や除染等を実施し、再度①の測定を行うことができる。

(以下略)

(2) 保安規定の記載

保安規定第33条の「事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理」において、降下物の影響評価に係る記載は、次のとおりとしている。

(福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定)

(事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理)

第33条

各GMは、原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画（変更）認可申請書及び電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）を産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱おうとする際には、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物^{*1}（以下「降下物」という。）の影響の評価を廃棄物管理GMに依頼する。

2. 廃棄物管理GMは、第1項の依頼を受けた場合は、降下物の影響を評価し、その結果を影響の評価を依頼したGMに通知する。

3. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{*2}を超えると評価された場合は、以下に定める事項を実施する。

（中略）

4. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{*2}以下と評価された場合は、以下に定める事項を実施する。

（以下略）

上記について、降下物の影響評価は次のとおりとする。

a. 管理区域内の設備・機器等

(a) NR判断しようとするものの降下物影響が年間10マイクロシーベルト以下であることを担保可能かについて第1表の判断基準により評価し、NRの適用が可能か確認する。

確認にあたっては、NRの念のための放射線測定評価に準じてサンプリング・測定を実施する。

測定の結果、理論検出限界曲線の検出限界値以上の場合は、核種分析により、降下物 (Cs-134, Cs-137) による汚染か、降下物以外による汚染かを確認する。降下物以外による汚染が検出された場合には、NR判断は行わない。

- (b) 降下物の影響が無い場合は、NR判断する。
- (c) 第1表の判断基準を満足できない場合は、除染等を実施し、再度

(a)の確認を行うことができる。

なお、降下物影響確認フローを第1図に示す。また、保安規定第32条（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）との全体的な運用フローを第2図に示す。第2図に示すような具体的な運用、手順等については、社内規程に定める。

b. 管理区域外の設備・機器等

- (a) 産業廃棄物等としようとするものの降下物影響が年間10マイクロシーベルト以下であることを担保可能かについて第1表の判断基準により評価し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令等に従って、適切に処分又は資源として有効利用が可能か確認する。

確認にあたっては、NRの念のための放射線測定評価に準じてサンプリング・測定を実施する。

- (b) 降下物の影響が無い場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令等に従って、適切に処分又は資源として有効利用する。

- (c) 第1表の判断基準を満足できない場合は、除染等を実施し、再度

(a)の確認を行うことができる。

なお、降下物影響確認フローを第1図に示す。

3.2. 評価後の実施事項

(1) ガイドラインの規定

ガイドライン及びフォールアウト報告書において、評価後の実施事項は次のとおり規定されている。

(ガイドライン)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いに関するガイドライン

(中略)

4. フォールアウトの影響を考慮したNRの判断

(中略)

(2) NR確認測定について

(1) のフォールアウトの分布調査において、セシウム134又はセシウム137が検出された場合には、以下の方法によりフォールアウトに係る放射性物質の影響を判断すること。その結果、当該影響がないと判断された場合には、NRとして取り扱うことができる。ただし、当該資材等を原子力施設の管理区域において用いた場合は、以下の方法によりフォールアウトに係る放射性物質の影響がないと判断されることに加えて、NRガイドラインに基づくNRの判断を行う必要がある。

- ① (1) のフォールアウトの分布調査において、フォールアウトに係る放射性物質の影響が大きいと考えられる地点を中心にフォールアウトの濃度分布を確認し、対象物のNR確認測定を行うこと。
- ② ①の測定方法については、対象物の種類、形状等を踏まえて代表点測定等の適切な測定を実施すること。
- ③ NRの判断基準としては、①の測定結果が年間10マイクロシーベルト以下であること。
- ④ ③の判断基準を満足できない場合は、施設、設備等の清掃や除染等を実施し、再度①の測定を行うことができる。

(以下略)

(フォールアウト報告書)

4-3 論点に対する検討（抜粋）

⑥ NR確認測定（仮称）について

（中略）

ただし、上述した方法で $10 \mu\text{Sv}/\text{年}$ 以下を担保できない場合、施設、設備等の清掃や除染を実施することになると考えられる。これら、NR確認測定（仮称）において $10 \mu\text{Sv}/\text{年}$ 以下を担保できなかった対象物、及び、清掃や除染による放射性セシウムで汚染したもの（清掃等で使用した雑巾等）などは、事業所内で適切に保管廃棄するか、又は必要な手続き等に則り適切に処理処分を行う必要がある。

（中略）

以上、フォールアウトの影響を考慮したNR判断方法を詳述してきたが、上記⑤、⑥を踏まえたNR制度運用における判断基準を表2に整理する。また、フォールアウトの影響を考慮したNR判断方法（汚染のおそれのない管理区域、非管理区域におけるNR判断方法（例））を図8に示す。

(フォールアウト報告書)

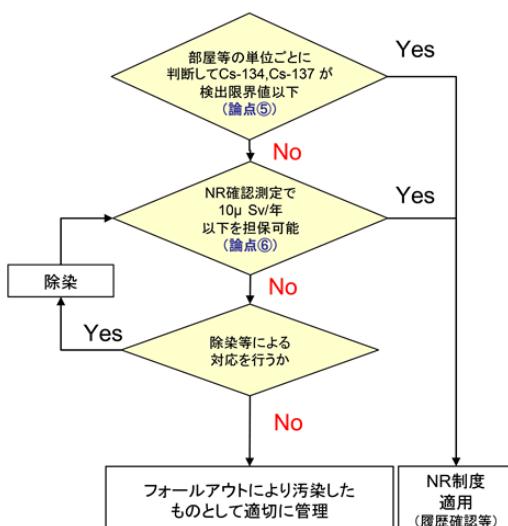
表2. NR制度運用における判断基準の整理

	汚染の有無	現行の判断基準	フォールアウト影響の判断	フォールアウト影響がある場合の「NR確認測定(仮称)」の判断基準
汚染のおそれのある管理区域	否定できず	履歴確認+「念のための測定」(検出限界値未満)		
汚染のおそれのない管理区域	なし	履歴確認	「念のための測定」と同じ基準(検出限界値未満)	10 μSv/年以下 ^{②)}
非管理区域 ^{①)}		—		

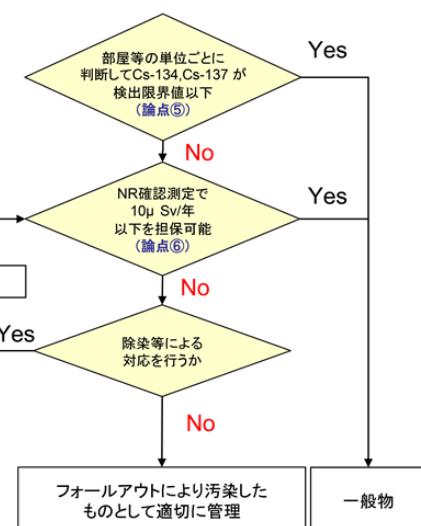
*1) 原子炉等規制法に基づく設計及び工事の方法の認可申請書相当の図書に記載されている設備・機器等が対象

*2) 代表点測定等により対象物が 10 μSv/年以下を担保していることを確認する。ただし、汚染のおそれのある管理区域においては、当該測定に加えて、現行NR制度における放射性セシウム以外の放射性核種についての「念のための測定」が必要となる。

【汚染のおそれのない管理区域の場合】



【非管理区域^{①)}の場合】



*1) 原子炉等規制法に基づく設計及び工事の方法の認可申請書相当の図書に記載されている設備・機器等が対象

図8. 汚染のおそれのない管理区域、非管理区域におけるNR判断方法（例）

(2) 保安規定の記載

保安規定第33条「事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理」において、評価後の実施事項に係る記載は、次のとおりとしている。

(福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定*)

(事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理)

第33条

(中略)

3. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト*²を超えると評価された場合は、以下に定める事項を実施する。

(1) 管理区域内の設備・機器等は、降下物により汚染されたもの、かつ第32条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断されていないものとして管理区域内で適切に管理する。

(2) 管理区域外の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。

4. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト*²以下と評価された場合は、以下に定める事項を実施する。

(1) 管理区域内の設備・機器等は、第32条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断された場合は、産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うことができる。

なお、各GMは、第2項の評価実施から産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うために運搬するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。

(2) 管理区域外の設備・機器等は、産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うことができる。

なお、各GMは、第2項の評価実施から産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うために運搬するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。

(中略)

*2 : 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」
(NISA-197c-12-1 (平成24・03・26原院第10号) 経済産業省原子力安全・保安院) に定める判断基準

※ : 第3項(1)の記載については、別紙2のとおり。

上記について、評価後の実施事項は次のとおりとする。

a. 年間10マイクロシーベルトを超えると評価される場合

(a) 管理区域内の設備・機器等

降下物により汚染されたもの、かつ第32条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断されていないものとして識別表示、混在防止措置等を行い、管理区域内で適切に管理する。

(b) 管理区域外の設備・機器等

降下物により汚染されたものとして識別表示、混在防止措置等を行い、発電所内で適切に管理する。

b. 年間10マイクロシーベルト以下と評価される場合

(a) 管理区域内の設備・機器等

NRと判断された場合は、発電所外に搬出することができる。なお、評価実施から搬出までの間、当該設備・機器等は、識別表示、混在防止措置等を行い、発電所内で適切に管理する。

(b) 管理区域外の設備・機器等

発電所外に搬出することができる。なお、評価実施から搬出するまでの間、当該設備・機器等は、識別表示、混在防止措置等を行い、発電所内で適切に管理する。

以上

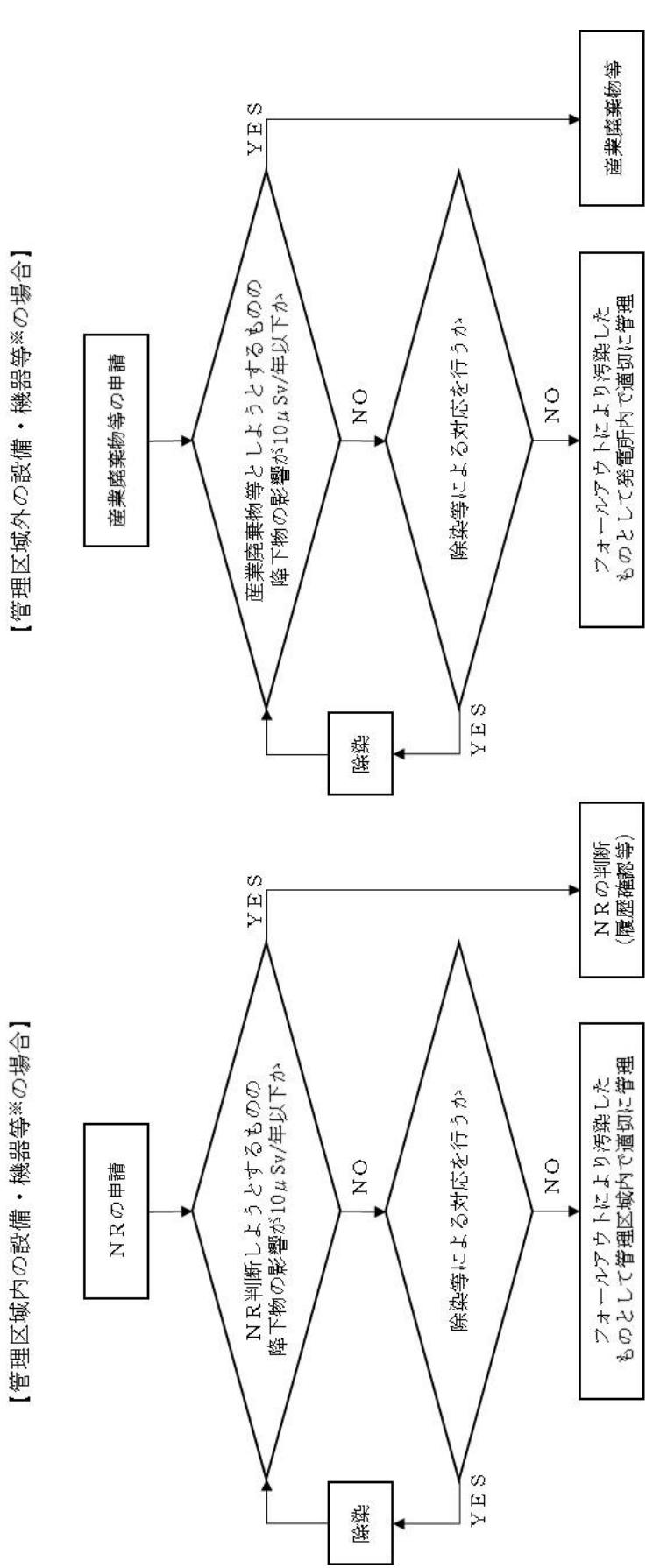
第1表 N Rの適用に係る判断基準

評価対象核種	年間 $10 \mu \text{Sv}$ に相当する放射能濃度 ^{*1, 2}
Cs-134	100Bq/kg
Cs-137	100Bq/kg

※ 1 : 原子力施設において用いられた資材及びその他のクリアランス制度における放射能濃度についての確認等を定めた「工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則」に記載の放射能濃度の基準を準用。

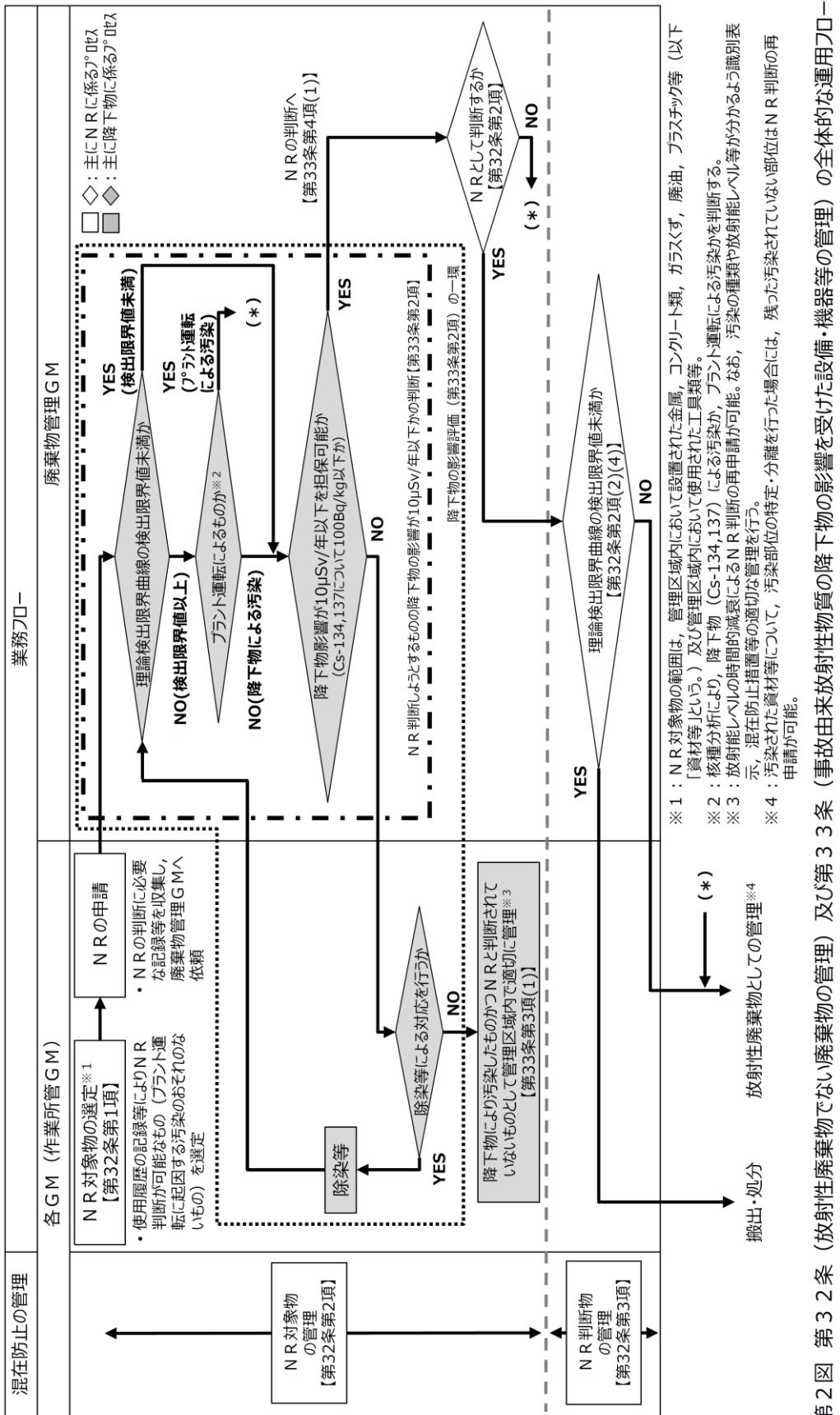
※ 2 : 判断基準の確認に当たっては、確認測定結果の放射能濃度を上表に示す放射能濃度で除した値の合計が 1 以下の場合に、判断基準を満足すると評価する。

【管理区域内の設備・機器等※の場合】



※原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画(変更)認可申請書及び電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等

第1図 降下物影響確認フロー



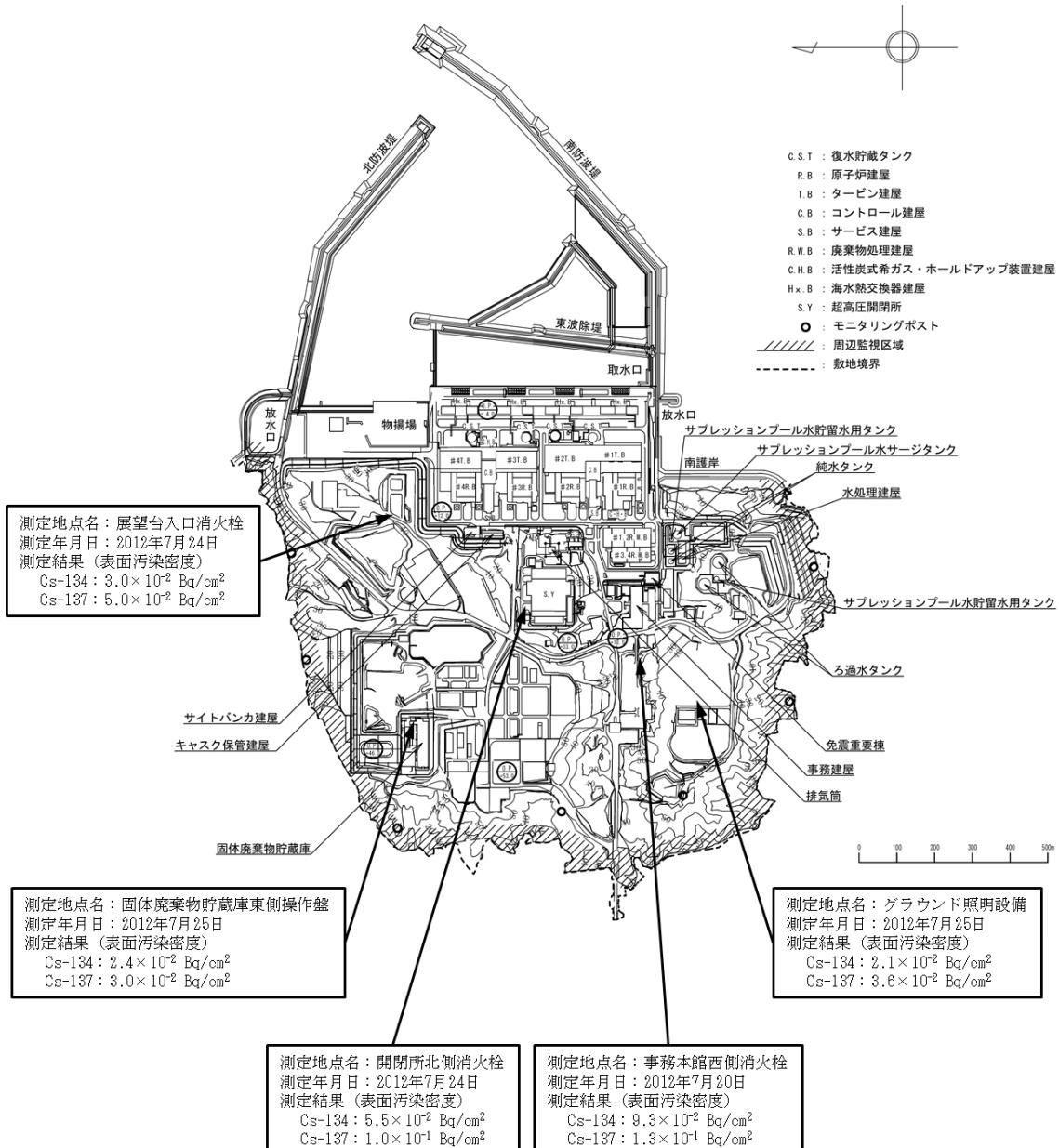
第2図 第32条（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）及び第33条（事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理）の全般的な運用フロー

別紙1

福島第一原子力発電所事故前後における 福島第二原子力発電所の環境モニタリングデータ等について

1. 発電所構内設置機器の汚染状況

発電所構内設置機器の汚染状況の測定結果（表面汚染密度）は次のとおり。



2. モニタリングポスト及び土壤分析のデータ【参考】

(1) モニタリングポストのデータ (平均値) 単位 : nGy/h

測定年月 測定地点名	事故前	事故後	
	2011年3月 (3/1～3/10)	2011年3月 (3/11～3/31)	2011年7月
MP - 1	38	13,353	1,565
MP - 2	45	7,481	1,239
MP - 3	37	13,695	1,687
MP - 4	37	9,950	1,471
MP - 5	43	9,368	1,472
MP - 6	47	8,693	1,124
MP - 7	46	4,513	1,115

(2) 土壤分析のデータ (Cs-137 濃度)

採取年月日 採取地点名	事故前	事故後
	1985年5月27日 (1978年6月8日～2010年11月9日の最大値) (単位 : Bq/kg乾※ ¹)	2012年2月8日 (単位 : Bq/kg湿※ ²)
敷地内	63	3,904

※ 1 : 測定前の処理として、加熱機を用いて乾燥させた試料を測定している。

※ 2 : 福島第一原子力発電所事故の影響により加熱機が使用できず、測定前の処理として、自然乾燥により乾燥させた試料を測定している。

保安規定第33条（事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理）に係る記載について

現在変更認可申請中の保安規定第33条（事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理）において、管理区域内の設備・機器等であって、降下物の影響が年間10マイクロシーベルトを超えると評価された場合の対象物について、「降下物により汚染されたもの」としていたが、フォールアウト報告書に基づき、降下物の影響評価を行った後にN Rの判断を行うことから、対象物の位置付けを「降下物により汚染されたもの、かつ第32条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断されていないもの」と明確化し、以下のとおり第33条の該当箇所の補正を行う。

補正前	補正後
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理)</p> <p>第33条</p> <p>(中略)</p> <p>3. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{※2}を超えると評価された場合は、以下に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 管理区域内の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして管理区域内で適切に管理する。</p> <p>(2) 管理区域外の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理)</p> <p>第33条</p> <p>(中略)</p> <p>3. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{※2}を超えると評価された場合は、以下に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 管理区域内の設備・機器等は、降下物により汚染されたもの、かつ第32条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断されていないものとして管理区域内で適切に管理する。</p> <p>(2) 管理区域外の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p> <p>(以下略)</p>